

第4次蒲郡市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もがいきいきと活躍できる「男女共同参画社会」の実現を目指して、第4次蒲郡市男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するため、第4次蒲郡市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランを策定するために必要な事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員15人以内をもって組織し、学識経験者、各種団体等代表者、一般公募による者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画プラン策定の日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働まちづくり課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、男女共同参画プラン策定の日限り、その効力を失う。